

松山ブロックごみ処理広域化基本計画の概要

1 計画策定の背景と目的

- 松山市、伊予市、東温市、松前町、砥部町、久万高原町の3市3町は、令和2年9月に松山ブロックごみ処理広域化検討協議会を立ち上げ、愛媛県をオブザーバーとして、ごみ処理広域化に関する検討を開始しました。
- 令和4年3月に策定した「松山ブロックごみ処理広域化基本構想」を基に議論を重ね、令和5年3月、3市3町は「ごみ処理広域化に関する基本合意書」を締結し、ごみ処理広域化を実施することに合意しました。
- 本計画は、3市3町のごみ処理状況を整理するとともに、松山ブロックのごみ処理広域化に係る基本的事項を明らかにすることを目的として策定するものです。

2 ごみ処理広域化の必要性

- 老朽化したごみ処理施設の更新には多額の費用を要し、各市町にとって大きな負担となるほか、各市町が個別に施設を整備するといずれも小規模となり、経済性のみならず、エネルギー回収の観点でも非効率となります。
- 各市町が抱えるこのような課題を解決し、持続可能なごみ処理体制を構築するため、松山ブロックでは、ごみ処理広域化を推進するものとします。

施設名称	竣工年月	稼働状況（令和5年現在）
松山市西クリーンセンター	平成25年12月	稼働中（9年稼働）
松山市南クリーンセンター	平成6年3月	稼働中（29年稼働）
伊予地区清掃センター	昭和52年3月	稼働停止（46年稼働）
東温市クリーンセンター	平成9年3月	稼働停止（25年稼働）
砥部町美化センター	平成14年2月	稼働停止（18年稼働）

3 基本方針及び取組施策

基本方針1 持続可能な処理体制の構築

- (1) 人口減少等の社会的課題への対応
- (2) 効率的な処理体制の構築

基本方針2 脱炭素に向けた取組の推進

- (1) 収集運搬工程の最適化
- (2) ごみ処理施設の脱炭素化

基本方針3 安全・安心の確保

- (1) 適正処理の確保
- (2) 災害対策の強化

基本方針4 新たな価値の創出

- (1) エネルギー供給拠点としての活用
- (2) 地域のにぎわいの創出

4 広域化の体制

(1) 対象ごみ

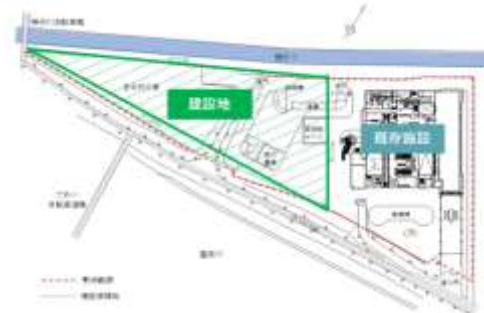
- 広域処理の対象とするごみを「可燃ごみ」及び「粗大ごみ」とし、それぞれの区分に係る分別方法は、松山市の運用に統一するものとします。

(2) 対象工程

- 「中間処理」及び「中間処理に伴い生じる残さの最終処分」を広域化の対象工程とします。

(3) 施設体制

- 松山市西クリーンセンターと新施設の2施設を広域処理施設とします。
- 新施設は、松山市西クリーンセンターと同じ「ストロカ式焼却」とし、松山市南クリーンセンターの敷地内に建設するものとします（右図参照）。



(4) 運搬体制

- 松山市を除く2市3町は、住民及び事業者による直接持込ごみを受け入れるための場所として中継施設を設け、それらのごみを集約した上で広域処理施設に搬入するものとします。

(5) 有料化

- 有料化の導入時期や手数料の金額設定は、各市町が個別に判断するものとします。

(6) 組織体制

- 松山市を除く2市3町は、地方自治法第252条の14（事務の委託）の規定により、対象ごみの処理を松山市に委託するものとします。

(7) 災害時の対応

- 今後、3市3町で広域処理施設での災害廃棄物の受入体制を検討するなどして、災害廃棄物を円滑に処理するための体制の構築を図るものとします。

5 今後の方針

- 事務の委託に係る手続を進めるとともに、令和14年度からの供用開始を目指して新施設の建設工事を進めます。